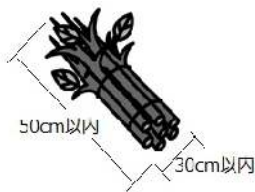



せんてい し

剪定枝と廃食用油の分別回収が始まりました

平成22年6月から、剪定枝と廃食用油の分別回収・資源化が始まりました。地球温暖化対策のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

| 剪 定 枝 | | |
|---------------------------|--|----------|
| 分別するもの | 樹木などの刈り込み枝、および刈り込みに伴う葉や草 | |
| 出し方 | 枝…幹の太さ10cm以内、長さ50cm以内に切り揃えひもで束ねてください(束の太さ30cm程度) 葉、草など…土を落とし燃せるごみの袋に入れてください ◎日常の庭掃除などで集めた葉や草は、これまでどおり燃せるごみの日に出してください。  | |
| 収 集 日 ※詳細は広報「お知らせ版」に掲載 | 地区 | 収集日 |
| | 高麗・東町 | 第1・第3火曜日 |
| | 長者町・山王町・神明町 | 第2・第4火曜日 |
| | 北本町・北下町・南本町・南下町・茶屋町 | 第2・第4土曜日 |
| | 裡道・台町 | 第1・第3土曜日 |
| | 西小磯東・西小磯西 | 第1・第3月曜日 |
| | 中丸・石神台 | 第1・第3金曜日 |
| | 馬場・生沢・寺坂 | 第2・第4金曜日 |
| 国府新宿・月京・虫窪・黒岩・西久保 | 第2・第4月曜日 | |
| 収 集 場 所 | 燃せるごみの集積場所に朝8時30分までに出してください | |

| 廃 食 用 油 (使用済み天ぷら油) | |
|--------------------|--|
| 出せるもの | 使用済みの天ぷら油(植物性食用油に限ります。) ※油は、必ず冷まして扱ってください。 ※賞味期限切れ等で未開封の油は、そのまま出してください。  |
| 出し方 | 使用済み油は濾して、油の容器や乾いたペットボトル等に入れ、漏れないようにしっかりとキャップを閉め、収集場所の水色コンテナ(生きビンと同じ)に容器ごと入れてください。 朝8時30分までに出してください |
| 収 集 日 | 燃えないごみ(缶やビンなど)の収集日 |
| 収 集 場 所 | 燃えないごみと同じ場所(※「出し方」をご参照ください。) |
| 注意事項 | エンジンオイルなどの工業用油は絶対に出さないでください |

問い合わせ先：環境経済課 61-4100(内線359)、環境美化センター 72-4438